

死刑執行に関する会長声明

本日、東京拘置所において2名、大阪拘置所において1名の各死刑確定者に対し、死刑が執行された。

当会は、日弁連の「死刑制度問題に関する提言」を受けて、2003年1月に「日弁連の死刑執行停止法案をめぐって」と題するシンポジウムを開催し、死刑問題に関する全国的議論が尽くされるまでの間、法に基づき死刑の執行を停止するべきであるとアピールした。昨年10月には、「いま一度、死刑を考える～あなたが裁判員になる前に」と題して、死刑執行停止に関する大阪公聴会を開催し、死刑に関するさまざまな問題を取り上げ、冷静に議論することの重要性を確認した。

死刑については、1989年12月の国連総会で死刑廃止条約が採択され、当時の国連人権委員会は1997年4月以降、毎年、日本などの死刑存置国に対し、死刑廃止に向けて死刑の執行を停止することなどを求めている。また、欧州評議会は、2001年6月、日本とアメリカに対し、死刑執行の一時停止と死刑制度を廃止するように促す旨の決議を採択した。

アジアでは、カンボジア、ネパール、東チモール等が全面的に死刑を廃止したほか、韓国では1998年以降、事実上の死刑執行が停止されており、2005年2月には死刑廃止法案が国会に提出されている。

2007年5月18日に示された国連の拷問禁止委員会による日本政府報告書に対する最終見解・勧告では、我が国の死刑制度の問題点を指摘した上で、死刑の執行を速やかに停止すべきことなどが勧告されている。

2007年11月15日には、人権問題を扱う国連総会第3委員会が、死刑執行の停止を求める決議案を初採択し、年内に総会本会議で正式に採択される見通しといわれている。

我が国では、近時、重罰化の傾向が進み、死刑判決が増加しており、確定死刑囚の数が増加しているところ、昨年12月、今年4月、8月の死刑執行に続き、今回の執行がなされた。

一方、我が国においては、政府による極端な密行主義のもと、死刑に関する情報はほとんど明らかにされておらず、死刑制度に関する国民的議論を行う前提を欠く状態にある。本日の死刑執行については、今回はじめて、執行された死刑囚の氏名等が公表されたものの、いかなる手続、経緯で被執行者を選択したのかも判然としない。とりわけ2009年から開始される裁判員制度においては、裁判員も、死刑を含む量刑判断に参加することとなっており、死刑制度の運用と実態について国民が正確に事実を知ることが重要である。あらためて死刑制度についての情報の開示を強く求めるものである。

死刑という究極の刑罰が、国民の間で許容されているのか否かについて、この問題に関心を持つ人々との議論にとどまらず、広く国民的論議がなされることが望まれる。

死刑問題について議論が進められようとしている中、法務大臣の職責とはいえ、再び大阪拘置所等で3件の死刑が執行されたことは誠に遺憾である。

当会は、政府に対し、今後、国民的議論が尽くされるまでの間、死刑の執行を差し控えるとともに、死刑制度についての情報を開示し、死刑制度の存廃についての国民的議論を広める対策を講ずるよう求める。

2007年(平成19年)12月7日

大阪弁護士会
会長 山田 庸 男